

市民意見の募集結果

(仮称)小田原市地域包括支援センターの包括的支援事業実施に係る基準条例の制定に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	(仮称)小田原市地域包括支援センターの包括的支援事業実施に係る基準条例の制定
政策等の案の公表の日	平成26年9月16日(火)
意見提出期間	平成26年9月16日(火)から平成26年10月15日(水)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ)

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	1件(1人)
インターネット	人
ファクシミリ	1人
郵送	人
直接持参	人
無効な意見提出	1人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

総括表

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	
C	今後の検討のために参考とするもの	1
D	その他(質問など)	

具体的な内容

(1) 地域包括支援センターの職員に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	地域包括支援センターの職員について、条例に明記されている専門職に追加して、高齢福祉課などの市職員を配置すべき。	C	<p>本市では、地域包括支援センター（以下「センター」といいます。）の運営については、業務委託にて実施し、高齢福祉課の職員はセンターと連携を図りながら、必要に応じ運営支援を行っていくこととしていますので、センターへの市職員の配置を条例に位置付ける考えはありません。</p> <p>ただし、今後も地域包括ケアシステムを推進していくために、継続してセンターと密に連携を図ると共に、基幹的な役割の地域包括支援センターの研究を行っていくなど、本市としてのセンターの在り方を考えていきたいと思えます。</p>